

## 『事業承継税制活用456件 昨年の2.3倍に一経産省』

平成27年から事業承継税制の使い勝手が向上したことで、利用が大きく伸びている。同制度の認定件数は、平成21年から毎年およそ計150～200件の間で推移してきたが、27年は贈与税の納税猶予が272件（前年比5.8倍）、相続税の納税猶予184件（同1.2倍、推計値含む）に増加し、計456件（同2.3倍）となる見通しになった。経済産業省が29年度税制改正要望の資料で明らかにした。

27年分からの同制度の主な変更点は、1) 親族外承継の対象化、2) 相続・贈与前の雇用の8割を「5年間毎年」維持すべきとしていた条件を「5年間平均」維持に緩和、3) 要件を満たせず打ち切りとなった際に、承継5年超で5年間の利子税を免除する等納税猶予打ち切りリスクの緩和、4) 現経営者は贈与時に役員としての退任が義務づけられていたが、代表者のみの退任で可となり有給役員として残留できる、5) 現経営者の個人債務・葬儀費用を株式以外の相続財産から控除、の5点。27年分に1)の親族外承継がどの程度含まれているかなど詳細は示されていないが、改正が利用増に寄与したことは明らかと言える。29年度の要望でも小規模事業者に配慮した制度にするなどが明記され、将来的に認定件数が4ケタに乗ることもあり得る。



## 『中小・小規模事業者概算要求 経営力強化や担い手の拡大に』

このほど、平成29年度中小企業関係の概算要求等の概要が発表されている。以下主な内容をみていく。

◇地域未来投資促進事業：地域における“稼ぐ力の強化”を図るため経営力向上に資する取組を一貫して支援する【1001.3億円補正】◇戦略的基盤技術高度化・連携支援事業：産学官連携等の研究開発やサービスモデルの開発等【140.9億円（拡充）】◇小規模事業者販路開拓支援事業等【120.0億円補正】【25.0億円（拡充）】◇地域・まちなか商業活性化支援事業等【地域未来投資促進事業の内数補正】【25.0億円（拡充）】◇中小企業・小規模企業者海外展開戦略支援事業【29.8億円（拡充）】◇ふるさと名物応援事業【25.0億円（拡充）】◇創業・事業再生・事業承継促進支援事業：経営者の高齢化や債務超過等の課題を抱える中小企業の世代交代・再活性化を進めるため創業・事業再生・事業承継に係る設備投資等の補助や支援機関に対する補助等の一体的支援【26.5億円（新規）】◇再生支援協議会事業【86.6億円（拡充）】◇中小企業・小規模事業者人材対策事業【20.1億円（拡充）】◇きめ細やかな資金繰り支援：政策金融・信用保証制度により資金供給の円滑化を図る【261.0億円（拡充）】。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)